

令和7～9年度三原市放課後児童クラブ運営業務仕様書

1 業務名

令和7～9年度三原市放課後児童クラブ運営業務

2 業務の目的

本市の放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）について、民間活力の導入により、より充実したサービスを提供し、児童の健全育成を図るため、本業務を実施する。

3 委託期間及び準備期間

(1) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

(2) 準備期間

契約締結日から令和7年3月31日までの期間は準備期間とし、支援員の確保、指揮命令系統の確立、施設・備品等の確認及び現受注者からの業務引継ぎ等を行う準備期間とする。なお、準備期間に係る経費は、受注者の負担とする。

4 運営を委託する児童クラブ

仕様書別紙1の「1 対象のクラブ・支援員配置の最低基準・委託料上限額」に示す「①対象の児童クラブ」とし、受注者はブロックごとに選定する。

5 委託料上限額

852,000 千円

ただし、各年度における委託料上限額は、次のとおりとする。

令和7年度：283,545 千円

令和8年度：283,545 千円

令和9年度：284,910 千円

6 業務内容

児童クラブは、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを目的とした事業であることを十分に理解した上で、次のとおり実施すること。

(1) 児童クラブの開所日及び開所時間

ア 開所日

毎週月曜日から土曜日とする。ただし、次の日程を除く。

(7) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日

- (ウ) 児童クラブが所在する地域に避難情報（警戒レベル4以上）が発令された場合。
- (エ) 発注者が特に必要と認める場合

イ 開所時間

学校課業日		午後2時～午後6時30分
学校休業日	土曜日を除く日	午前7時30分～午後6時30分
	土曜日	午前8時～午後6時

(ア) 上記の開所時間に関わらず、学校行事や学校職員研修等で、児童が開所時間より早い時間に下校する場合は、下校時間に合わせて開所すること。

(イ) 開所時間は、発注者が特に必要と認めるときは、変更することができる。

ウ 開所日数見込み

(ア) 開所日数は、1年につき250日以上とすること。

(イ) 8月13日から8月16日までのお盆休み及び翌年の1月4日の年始については、1ブロックにつき1クラブ以上開所すること。

年 度		学校課業日 (月～金)	学校休業日		合 計
			土曜日	長期 休暇等	
令和7年度	お盆・年始開所するクラブ	190日	50日	52日	292日
	お盆・年始閉所するクラブ	190日	49日	49日	288日
令和8年度	お盆・年始開所するクラブ	187日	51日	54日	292日
	お盆・年始閉所するクラブ	187日	50日	51日	288日
令和9年度	お盆・年始開所するクラブ	188日	51日	55日	294日
	お盆・年始閉所するクラブ	188日	50日	52日	290日
合 計	お盆・年始開所するクラブ	565日	152日	161日	878日
	お盆・年始閉所するクラブ	565日	149日	152日	866日

※ 土曜日等の利用児童が少ない日は、発注者と協議の上、2つのクラブを合同で実施することも可能とするが、その場合は1クラブ分の委託料を減額するものとする。

なお、その場合の金額は、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の開所日数加算額（日額20,000円）を基本とする。

(2) 児童クラブの運営体制

ア 支援員の配置等

仕様書別紙1の「1 対象の児童クラブ・支援員配置の最低基準・委託料上限額」に示す「②支援員配置の最低基準」以上の人数を配置すること。また、配置時間については仕様書別紙1の「2 支援員の配置が必要な時間」のとおりとすること。

また、支援員及び補助支援員の連絡体制を確立すること。

イ 支援員の資格等

(ア) 放課後児童支援員

三原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条

第3項に規定する者とする事。

- 三原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項●
- 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
- (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事した者
 - (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
 - (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

(イ) 補助支援員

児童の育成に知識や経験を持ち、子育て支援に意欲がある者であること。

また、補助支援員の質の向上のため、受講要件を満たしている者については、都道府県知事が行う研修を積極的に受講させること。

(ウ) 支援児対応支援員

次のいずれにも該当する者であること。

- a 「(ア) 放課後児童支援員」又は「(イ) 補助支援員」のいずれかに該当する者であること。
- b 放課後児童クラブでの勤務経験や有する資格等から、療育手帳・身体障害者手帳等を有する児童、その他特別な支援が必要な児童の対応が可能であると認められる者であること。

ウ 統括支援員の配置

各ブロックに1人程度、発注者や学校等との連絡調整を行う統括支援員を配置すること。なお、統括支援員は各児童クラブに配置する放課後児童支援員と兼ねることができる。

エ 支援員の追加配置

児童クラブを安全に運営するために必要な場合、その他特別な事由がある場合は、発注者と協議の上、支援員を追加配置する等、速やかに受け入れの体制を整えること。

また、速やかに対応できるよう、各児童クラブに1人程度は対応可能な支援員を確保しておくこと。

オ 支援員の研修

(ア) 受注者は、支援員の専門性の向上を目的とした研修を実施すること。

(イ) 支援員は、児童の自主性、社会性及び創造性を高める遊びの指導等、自己研鑽に努めること。

カ 労働安全衛生及び福利厚生

(ア) 安全衛生

受注者は、支援員の安全衛生を確保し、適切な職場環境を整備すること。

(イ) 健康診断等

受注者は、支援員に年1回以上の健康診断を受診させること。また、必要に応じて、衛生検査（検便）を実施すること。

(ウ) 福利厚生

受注者は、支援員が事業の従事中又は通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うことができるよう、労災保険に加入すること。また、必要に応じて厚生年金保険や雇用保険等に加入させること。

キ 支援員の勤務上の留意点

支援員は、名札及び役割に応じた清潔な服装を着用すること。また、挨拶を徹底し、親切・丁寧な対応を行うこと。

ク 連絡調整会議（定例会）の実施

事業を円滑に実施できるよう、定期的に支援員等による連絡調整会議を開催し、課題の共有や質の向上を図ること。

ケ 支援員の継続雇用

受注者は、現支援員の雇用を最優先すること。また、雇用に当たっては、現支援員の意向を十分に確認すること。

コ 支援員の処遇

発注者では、支援員の処遇及び処遇改善に向けた取組を重視しており、受注者においては、次のとおり取り組むこと。なお、(ウ)にかかる経費については、本業務委託料とは別に、補助金として交付する予定である。ただし、補助金の交付に当たっては、三原市議会での、各年度予算の議決が条件となる。

- (ア) 支援員の処遇については、現在の状況を十分に配慮し決定すること。
- (イ) 支援員の能力や経験年数、研修実績等に応じた賃金改善の仕組みを導入する等、委託料内での処遇改善について、努力すること。
- (ウ) 国が示す「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当の賃金改善）」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施について、努力すること。

(3) 児童の受入に関すること

ア 児童の入会に関すること

児童クラブに入会する児童は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生とし、発注者が入会を決定した者とする。

入会の決定に当たっては、受注者と協議を行うが、入会を希望する児童が定員を超過する場合でも、児童の出席率を勘案し、弾力的に受け入れること。

イ 特別な支援が必要な児童への対応

特別な支援が必要な児童については、児童の状況や支援方法、施設環境等を十分に確認した上で、受け入れること。また、必要な場合には発注者と協議すること。

児童の入会後は、在籍する小学校や関係機関と連携し、児童の受入に十分な準備や人員配置等を行うこと。

ウ 待機児童が発生した場合の対応

やむを得ず待機児童が発生した場合には、児童の出席率を勘案しながら随時受け入れに向けた検討を行い、可能な限り早期に入会できるよう発注者と連携し、取り組むこと。

(4) 児童の健全育成に関すること

ア 児童の健康管理

児童の健康状態について、学校・保護者との連携により日常的に把握するとともに、出席簿を用いて出欠席を確認すること。

また、緊急連絡簿等を作成し、児童に体調不良等の異常が認められる場合には、保護者への連絡等、状況に応じて適切に対応すること。

イ 児童との関わり

児童の生活や遊びへの指導を通して、情緒の安定を図り、自主性・社会性を培うとともに、季節に応じた行事や文化的なイベント等を適宜実施し、感受性を育むこと。

また、スポーツ活動を取り入れ、児童の体力向上にも努めること。

ウ 学習時間

学習の時間を設けること。なお、各児童クラブには、公衆無線LAN環境が整備されており、GIGAスクール構想により貸与された端末を活用した宿題等の実施が可能である。

児童クラブにおける端末の利用方法等は別途示すため、受注者は対応すること。

エ おやつを提供

徴収した教材費から、適宜おやつを児童に提供すること。また、アレルギー対応が必要な児童については、保護者等と連携の上、適切に対応すること。

※ 教材費の徴収については「(5)イ(ア)教材費の徴収等」に記載。

(5) 利用者対応に関すること

ア 保護者との連携及び協力

運営においては、保護者と十分に連携・協力すること。

また、児童クラブの様子や保護者への連絡事項の伝達のため、適宜「放課後児童クラブだより」を作成し、発注者の確認を受けた後、保護者に配布等を行うこと。

イ 利用料等の徴収

(ア) 教材費の徴収等

児童の保護者から毎月 2,000 円を教材費として徴収すること。

教材費については、毎月「会計報告書」を作成し、発注者に提出すること。また、保護者に対して、適宜会計報告を行うこと。

(イ) 保護者負担金の徴収

児童クラブの保護者負担金※については発注者が徴収するが、受注者はその徴収に協力すること。

※ 教材費と別途徴収（月額 3,000 円〔8月は 4,000 円〕）

ウ 保護者説明会の実施

事業を円滑に実施できるよう、利用予定の保護者を対象に「放課後児童クラブ入会申込・利用の手引」等を用いて、説明会を開催すること。

エ 入会申込に関する受付業務等

一斉募集及び随時募集における利用者からの入会、変更及び退会の受付に対応すること。なお、受付業務は、発注者と連携して行うこと。

オ 要望及び苦情への対応

要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に誠意を持って対応すること。また、要望や苦情の内容及び結果は「要望・苦情報告書」に記載し、発注者に提出すること。なお、その内容や対応策については支援員間で共有すること。

(6) 事業の運営に関すること

ア 事業の運営等に必要な書類の作成・提出

次表のとおり書類を作成し、提出すること。

なお、①事業計画書の作成に当たっては発注者と十分に協議すること。

また、計画に基づいた取組ができるよう、スケジュール管理等を徹底するとともに、評価・改善を随時行い、その内容について業務報告書に記載し、提出すること。

	書類名	様式	提出時期
①	事業計画書（年間目標・行事計画等）	任意	令和 7 年度分…令和 7 年 3 月末まで 令和 8・9 年度分…前年度の 1 月末まで
②	収支予算書	任意	①と同時期

③	職員名簿	指定	①と同時期
④	業務報告書	指定	翌月 15 日まで（3 月分は 3 月末まで）
⑤	支援員の勤務表	指定	④と同時期（④と同様式）
⑥	児童出席簿	指定	④と同時期
⑦	各クラブの日誌	指定	④と同時期
⑧	個別支援日誌（支援が必要な児童の対応用）	指定	④と同時期
⑨	教材費の会計報告	任意	④と同時期
⑩	事故報告書	指定	随時
⑪	要望・苦情報告書	任意	随時
⑫	研修報告書	任意	随時
⑬	処遇改善の状況報告書	任意	随時
⑭	年間収支報告書（ブロックごと・児童クラブごと）	任意	当該年度の 3 月末まで
⑮	放課後児童健全育成事業開始届	指定	事業開始前
⑯	その他発注者が提出を求める書類		

イ 業務委託料の支払い及び管理

(ア) 業務委託料の支払いは、受注者からの請求により月ごとに支払うものとする。

(イ) 受注者は、業務委託期間中に発注者から支払われる委託料により、本業務の全てを適切に行うこと。

(ウ) 受注者は児童クラブの管理運営に係る収入及び支出について、児童クラブごとの収支が明確になるよう適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類について、翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保存すること。また、これらの関係書類について、発注者が閲覧を求めた場合は応じること。

(エ) 受注者は、自身の団体等と別の会計帳簿及び経理規定を設けるとともに、収入及び支出について、本業務以外の業務と混同しないよう適切に管理すること。

ウ 施設、設備及び備品の管理と環境整備

日常的に施設及び設備の点検を実施し、安全対策や危険箇所の事前把握、防犯対策、安全管理を徹底すること。また、備品の適正管理や施設内の清掃の実施等、適正な環境整備に努めること。なお、備品の破損や施設及び設備に修繕が必要となった場合は、速やかに発注者に報告すること。

エ 環境保全

児童の快適な生活を確保した上で、環境に配慮した省エネルギー及び光熱水費の削減に努めること。

オ 児童虐待への対応

児童の状態や家庭の状況により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、速やかに発注者に報告し、各関係機関と連携し、適切な対応に努めること。

カ 学校及び地域との連携

事業を円滑に実施できるよう、学校、保育所、認定こども園、幼稚園、地域及び関係機関と十分に連絡・連携を図り、情報交換や情報共有に努めること。

キ 安全確保

(ア) 事故の未然防止に努めるとともに、けがをした場合の応急処置や医療機関への連絡体制等を整えること。

(イ) 水害、火災、地震、竜巻、不審者の侵入等の緊急時の対応については、各児童クラブの現状に合ったマニュアル等を整備し、月1回の避難訓練を実施するとともに、その内容を避難訓練録に記載すること。また、避難訓練の年間計画を作成すること。

(ウ) 学校・警察等との連携、安全対策物品の常備等、児童の安全確保に努めること。

(エ) 防火及び防災に万全を期し、児童が安心して利用できる環境となるよう、防火管理機構図、自衛消防組織編成表、通報連絡系統図及び自主点検分担表を整備し、消防訓練等を適宜実施すること。

ク 事故発生時の対応

事故等が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容等を速やかに発注者に報告すること。また、事故の原因等を速やかに究明し、発生した全ての事故について、「事故報告書」を作成し、発注者に提出すること。

ケ 食中毒・感染症等への対応

(ア) 手洗いやうがいを行わせるなど、日常の衛生管理に努めるとともに、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の予防に努めること。

(イ) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。

また、感染症の発生や疑いがある場合は、発注者や保健所等と連携し、二次感染を防止するための必要な措置を講じること。

コ 事故発生によるけがへの対応

児童がけがを負った場合は、必要に応じて発注者が加入するスポーツ安全保険において対応すること。また、けがの内容など状況等は、事故報告書を作成し、発注者に提出すること。なお、保護者には事故の報告とともに、保険請求意思の有無について確認し、発注者に報告すること。

サ 損害賠償請求への対応

本業務に起因して、児童等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の補償のための損害賠償責任保険に加入すること。

シ その他事業の運営に必要な業務

その他、事業の適正な管理及び運営上必要な業務があるときは、発注者と協議の上、実施すること。

(7) 独自提案に関すること

本業務において実施可能な効果的な取組がある場合は、発注者と協議の上、実施すること。

7 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、次に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）
- (5) 三原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 26 日三原市条例第 34 号）
- (6) 三原市放課後児童クラブ運営条例（平成 17 年 3 月 22 日三原市条例第 148 号）
- (7) 三原市放課後児童クラブ運営条例施行規則（平成 17 年 3 月 22 日三原市規則第 90 号）
- (8) 三原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 20 日三原市条例第 35 号）
- (9) 三原市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 31 日三原市条例第 4 号）
- (10) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (11) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）
- (12) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (13) 放課後児童クラブ運営指針解説書（平成 29 年 3 月厚生労働省発出）
- (14) その他の関係法令

8 提出の方法

受注者は、発注者に提出が必要となるものに関して、電子データと書面の両方で提出できるよう環境を整えること。

9 個人情報の取扱い及び守秘義務

- (1) 受注者は、運營業務を通じて取得した個人情報について、その取扱いに十分留意し、別途締結する契約において、必要な措置を講じること。
- (2) 受注者及びその職員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己のために使用することはできない。なお、業務終了後又は職員でなくなった後も同様とする。

10 情報公開

受注者は、三原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 20 日三原市条例第 35 号）に準じ、当該業務の実施に当たり、保有する情報について、発注者から提供を求められたときはこれに応じること。

11 業務の一括委託の禁止

受注者は、運営業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできない。ただし、運営業務の一部については、発注者と協議の上、発注者が認めた場合は、委託することができる。

12 損害賠償

次に掲げる事項に該当し、発注者に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。なお、「6 (6) サ損害賠償請求への対応」のとおり、法律上の損害賠償責任を負った場合の補償のための損害賠償責任保険に加入すること。

- (1) 受注者の故意又は過失により、児童や保護者等にけがを負わせたとき。
- (2) 受注者の故意又は過失により、設備及び備品等を損壊、紛失又は遺棄したとき。

13 委託契約の解除

- (1) 発注者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、業務委託期間中であっても、委託契約を解除し、又は期間を定めて運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - ア 受注者が自らの責めに帰すべき理由により委託契約に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - イ 受注者が委託契約又は関係法令等の条項に違反し、かつ発注者が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。
 - ウ 受注者が契約を履行する上で、必要とされる資格の取消し又は停止を受けたとき。
 - エ 本業務を実施する上で、受注者の基本基準である公平性及び中立性が損なわれたとき。
 - オ 個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等及び不法な金品等を収受の事実が判明したとき。
 - カ 改善の指示を受けたにも関わらず、放置するなどその改善が実施されないとき。
- (2) 委託契約を取り消した場合、発注者が受けた損害は、委託契約を取り消された受注者が賠償することとする。また、その場合、管理の引継に係る人件費等の費用については、受注者の負担とする。

14 文書等及び業務内容の引継ぎ

- (1) 本業務に係る一切の書類及び電子データ等の所有権は、発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、業務委託期間の終了に際し又は委託契約の解除等により、次期受注者へ業務を引継ぐ際は、次期受注者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければならない。特に必要なデータ等は遅滞なく提供することとし、運営に必要な事項に関しては遺漏がないよう十分留意すること。

15 業務実施に係る費用負担

業務実施に係る費用負担は次表のとおりとする。

項目	内容	発注者負担	受注者負担
人件費	支援員の給与・各種手当・各種保険料等		○
報償費	研修会の講師謝礼等（発注者主催）	○	
	研修会の講師謝礼等（受注者主催）		○
旅費	支援員の研修旅費、出張旅費等		○
消耗品費	業務の実施に必要な消耗品 ※2万円未満の物品は消耗品とする。		○
備品購入費	2万円以上の備品	別途協議	
光熱水費	施設の電気使用料、上下水道使用料、ガス使用料等	○	
電話料	施設の電話料（既存のもの）	○	
使用料	公衆無線 LAN の使用料	○	
印刷製本費	クラブだよりの印刷等		○
修繕料	老朽化等による施設修繕料	○	

※ 施設及び施設周辺の清掃、草刈等の日常管理は、受注者において実施すること。

※ 上記に記載のないものは別途協議する。また、上記に関わらず、受注者の故意又は過失による施設・設備等の修復費用等については、受注者の負担とする。

16 その他

- (1) 業務委託期間中に、関係法令が改正された場合や、新たな関係法令が施行された場合、又は発注者が関係条例を改正した場合は、発注者と協議の上、受注者はそれに従うこととする。なお、その際には、発注者と受注者が協議の上、委託料を再積算し変更することができる。
- (2) 委託業務期間中に、児童クラブの利用児童が0人になる等の理由により、発注者が児童クラブの休所を決定した場合は、休所日以降の当該児童クラブの委託料を減額する。
なお、その場合の金額は、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の開所日数加算額（日額20,000円）とする。
- (3) 支援の必要な児童の入会がなかった等の理由により、受注者が当初予定していた支援員数の配置が不要となった場合は、委託料の減額を含めた協議を行う。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定する。

1 対象の児童クラブ・支援員配置の最低基準・委託料上限額

①対象の児童クラブ					②支援員配置の最低基準				③委託料上限額				
ブロック	クラブ名	所在地	場所	定員	月曜日～金曜日		土曜日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計	
					放課後児童支援員・補助支援員 ※1	支援児対応支援員	放課後児童支援員・補助員 ※1	支援児対応支援員					
A	三原児童クラブ	三原市館町2-3-1	三原小学校内	40人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	24,582千円	24,582千円	24,702千円	73,866千円	
	三原第2児童クラブ			40人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
	駅前児童クラブ	三原市館町2-5-2	元ゆめきゅりあセンター内	40人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
B	中之町児童クラブ	三原市中之町6-4-1	中之町小学校内	60人	3人以上(うち2人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	18,479千円	18,479千円	18,560千円	55,518千円	
	中之町第2児童クラブ			40人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
C	西宮児童クラブ	三原市西宮2-7-1	西小学校内	40人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	32,432千円	32,432千円	32,595千円	97,459千円	
	西宮第2児童クラブ			30人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
	西宮第3児童クラブ			40人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
	西宮第4児童クラブ	三原市西宮1-26-3	西宮集会所内	30人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
D	明神児童クラブ	三原市明神1-7-1	明神会館別棟内	70人	3人以上(うち2人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	23,881千円	23,881千円	24,001千円	71,763千円	
	明神第2児童クラブ		25人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間						
	明神第3児童クラブ		明神会館本館内	20人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
E	円一児童クラブ	三原市円一町2-7-2	南小学校内	60人	3人以上(うち2人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	30,760千円	30,760千円	30,880千円	92,400千円	
	円一第2児童クラブ			60人	3人以上(うち2人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
	円一第3児童クラブ	三原市円一町2-1-1	リージョンプラザ1階	60人	3人以上(うち2人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
F	沼田児童クラブ	三原市沼田2-1-32	沼田小学校内	20人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	24,166千円	24,166千円	24,287千円	72,619千円	
	沼田東児童クラブ	三原市沼田東町片島273	沼田東小学校内	48人	3人以上(うち2人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
	沼田東第2児童クラブ			40人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
G	本郷児童クラブ	三原市本郷北3-15-1	本郷小学校内	55人	3人以上(うち2人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	20,539千円	20,539千円	20,619千円	61,697千円	
	本郷第2児童クラブ	三原市本郷南6-13-9	旧本郷西老人集会所(2階建)	44人	3人以上(うち2人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
H	南方児童クラブ	三原市本郷町南方4003	本郷西小学校内	38人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	22,107千円	22,107千円	22,227千円	66,441千円	
	南方第2児童クラブ			38人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
	船木児童クラブ	三原市本郷町船木1972	旧船木小学校内	20人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
I	久井児童クラブ	三原市久井町下津735	久井中学校内	40人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	24,582千円	24,582千円	24,702千円	73,866千円	
	久井第2児童クラブ			40人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
	大和児童クラブ	三原市大和町大具2362-1	大和小学校内	45人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
J	糸崎児童クラブ	三原市糸崎5-2-43	旧糸崎幼稚園内	30人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	21,795千円	21,795千円	21,915千円	65,505千円	
	糸崎第2児童クラブ			38人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
	深見児童クラブ	三原市深町1589	深小学校内	20人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
K	小坂児童クラブ	三原市小坂町3553	小坂幼稚園内	30人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	24,244千円	24,244千円	24,364千円	72,852千円	
	小泉児童クラブ	三原市小泉町4840	小泉小学校内	30人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
	沼田西児童クラブ	三原市沼田西町松江1508	沼田西小学校内	35人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
L	須波児童クラブ	三原市須波1-22-1	須波小学校内	40人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	15,978千円	15,978千円	16,058千円	48,014千円	
	幸崎児童クラブ	三原市幸崎能地3-16-2	幸崎小学校内	40人	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間	2人以上(うち1人以上)	受注者が必要と判断した時間					
									合計	283,545千円	283,545千円	284,910千円	852,000千円

※1 ②支援員配置の最低基準の()内、「うち〇人以上」の人数は、仕様書中「6(2)イ(7)放課後児童支援員」を配置しなければならない人数。

2 支援員の配置が必要な時間

支援員の名称	最低基準内の支援員	最低基準を超えて配置する支援員
放課後児童支援員・補助支援員	仕様書中「6(1)イ 開所時間」中常時	受注者が必要と判断した時間
支援児対応支援員	支援が必要な児童が利用する時間など受注者が必要と判断した時間 ※2	受注者が必要と判断した時間

※2 大半の児童クラブで、特別な支援が必要な児童の入会希望が複数あることを想定しているため、受入ができるよう体制を整えておくこと。